# 令和８年度　第７回倉吉市農業委員会会議議事録

１　開催日時　　令和８年１０月９日（金）　午後１時３０分から午後２時１５分

２　開催場所　　倉吉市役所　第２庁舎３階　会議室３０２

３　出席委員　　（２６人）
　会長　　５番　山脇　優　委員

農業委員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 髙見美幸 | 委員 | ２番 | 山下賢一 | 委員 | ３番 | 原田明宏 | 委員 |
| ４番 | 松本幸男 | 委員 | ６番 | 筏津純一 | 委員 | ７番 | 數馬　豊 | 委員 |
| ８番 | 田村静伸 | 委員 | ９番 | 吉村年明 | 委員 | １０番 | 船越省吾 | 委員 |
| １１番 | 河野正人 | 委員 | １２番 | 鐵本達夫 | 委員 | １３番 | 早田博之 | 委員 |
| １５番 | 山根実保 | 委員 | １６番 | 藤井由美子 | 委員 | １７番 | 岡野直幸 | 委員 |
| １８番 | 美田俊一 | 委員 | １９番 | 室山恵美 | 委員 | | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 福井満寿美　委員 | 塚根正幸　委員 | 田倉恭一　委員 | 秋山美香　委員 |
| 石脇智人　委員 | 高田直美　委員 | 小谷義則　委員 | 山下洋一郎　委員 |

４　欠席委員　　（２人）
　１４番　衣笠健一郎　委員　　山脇賢治　委員

５　議事日程
第１　開会
第２　会長あいさつ
第３　議事録署名人の決定
第４　連絡・報告事項
第５　議事
　議案第２７号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第２８号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第２９号　　非農地・非採草放牧地現況証明申請について
　議案第３０号　　農用地利用集積等促進計画について

第６　その他

第７　閉会

６　農業委員会事務局職員
　局長　　梶本　幸敬
　主幹　　岩田　寿朗
　主任　　栗原　雅史

経済観光部農林課職員
　主任　　亀村　わか奈

７　会議の概要

(1)　開　会

事務局　　ただ今より、令和８年度第７回農業委員会会議を開会いたします。始めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2)　会長あいさつ

（省略）

※　議長選出

事務局　　この後は農業委員会会議規則第３条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3)　議事録署名人の決定

議　長　　それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

（はいの声）

議　長　　それでは指名をさせていただきます。８番　田村委員、９番　吉村委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※　欠席・遅刻届連絡委員の報告

議　長　　体調不良のため衣笠委員、山脇賢治委員から欠席の連絡が入っています。

(4)　連絡・報告事項

議　長　　それでは（４）連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局　　令和８年度第７回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。（以下事務局説明）

（5）　議　事

議　長　　ありがとうございました。くらよし農業に関する相談会は相談がなかったようなので、続きまして（５）の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第２７号農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。議案２ページから３ページをご覧ください。番号１、〇〇、〇〇地内における田３筆と畑２筆の贈与を始め４件の申請がございます。番号１は親戚間の贈与、番号３は家族間での贈与、番号２については親戚関係等はないと確認しております。

次に議案第２８号　農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。議案５ページのとおり３件の申請がございます。番号１は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第１種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第３種農地で原則許可でございます。番号２につきましては〇〇地内における駐車場の整備でご

ざいます。申請地の農地区分は第１種農地で、許可根拠は既存施設の拡張でございます。番号３は○○○○○地内における○○○○○の整備でございます。申請地の農地区分は第１種農地で、許可根拠は○○施設でございます。この案件につきましては９月の農業委員会で議題として挙げておりましたが、一部錯誤がありましたので、再度提出させていただくものです。

次に議案第２９号　非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが、議案７ページのとおり２件の申請が出ております。

議案第３０号　農用地利用集積等促進計画については、議案１０ページから１６ページのとおり１３４件の貸借と、１７ページから２０ページのとおり３件の所有権移転について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

<u>議案第２７号　農地法第３条の規定による許可申請について</u>

議　長　　それでは議事に入らせていただきます。議案第２７号　農地法第３条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので異議なしと認め承認といたします。

<u>議案第２８号　農地法第５条の規定による許可申請について</u>

議　長　　続きまして、４ページ議案第２８号　農地法第５条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前１１時より当番委員であります山下賢一委員、福井委員、藤井職務代理、梶本局長、栗原主任と私の６人で現地の調査に行って参りましたので、代表して福井委員より報告をお願いいたします。

福井推進委員　はい、福井でございます。今日の午前中に山脇会長、藤井職務代理、山下賢一委員と私と職員２名の６名で現地の調査を行って参りました。この３案件につきましては、問題のないことを確認して参りましたのでご報告いたします。以上です。

議　長　　はい、ただ今報告のとおり、問題なしということでした。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。

**議案第２９号　非農地・非採草放牧地現況証明申請について**

議　長　　続きまして、６ページ議案第２９号　非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先ほどと同じように現地の調査に行っておりますので、引き続いて福井委員より報告をお願いいたします。

福井推進委員　はい。午前中現地調査を行い、この２案件につきましても問題のないことを確認して参りましたのでご報告いたします。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

**議案第３０号　農用地利用集積等促進計画について**

議　長　　続きまして議案第３０号　農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、委員の皆さんにお諮りする前に該当委員に係る案件がございますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　長　　異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により該当委員の退席を求めます。
それでは１３ページ農地番号７２番は田倉推進委員に係る案件ですので退席を求めます。

（田倉委員　退席）

議　長　　それでは、田倉委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、１３ページ農地番号７２番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の１筆１，１３４㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、田倉委員の案件について説明がございましたが、ご質問等ございませんか。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、田倉委員の入場を求めます。

（田倉委員　入場・着席）

議　長　　田倉委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
続きまして１３ページ番号８０番から１４ページ番号８２番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は１８番　美田委員に係る案件ですので退席を求めます。

（美田委員　退席）

議　長　　それでは、美田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、１３ページ農地番号８０番でございます。借受経営体は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。土地につきましては○○の１筆２，９９２㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、１４ページ農地番号８１番から８２番を合計いたしまして３筆の合計面積７，９３３㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、美田委員の案件について説明がありました。議案に対するご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、美田委員の入場を求めます。

（美田委員　入場・着席）

議　長　　美田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
続きまして１５ページ農地番号１１５番及び１１６番は１番　髙見委員に係る案件ですので退席を求めます。

（髙見委員　退席）

議　長　　それでは、髙見委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、１５ページ農地番号１１５番でございます。借受経営体は、○○○○。土地につきましては○○の１筆２，３５７㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号１１６番を合計いたしまして２筆の合計面積３，９９５㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、髙見委員の入場を求めます。

（髙見委員　入場・着席）

議　長　　髙見委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
続きまして１６ページ農地番号１３２番及び１３３番は、３番　原田委員に係る案件ですので退席を求めます。

（原田委員　退席）

議　長　　それでは、原田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、１６ページ農地番号１３２番でございます。借受経営体は、○○○○。土地につきましては○○○○○○の１筆２，４５７㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号１３３番を合計いたしまして２筆合計面積４，２７３㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、原田委員の入場を求めます。

（原田委員　入場・着席）

議　長　　原田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
　続きまして１７ページ農地番号１番から４番の売買関係は１１番　河野委員に係る案件ですので退席を求めます。

（河野委員　退席）

議　長　　それでは、河野委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局　　はい、１７ページでございます。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇の４筆３，４６２㎡の水田でございます。対価は４３２，７５０円、１０アールあたりですと１２５，０００円でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、河野委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

（なしの声）

議　長　　質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成ということで承認といたします。それでは、河野委員の入場を求めます。

（河野委員　入場・着席）

議　長　　河野委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。
　以上で該当する出席委員の案件は終了いたしました。それではその他の案件について、事務局説明をお願いします。

事務局　　１０ページからでございます。農用地利用促進計画につきましては１０ページ番号１番から１６ページ番号１３４番まで、合計取扱面積１９８，６６５㎡の水田、畑でございます。
続きまして１８ページ及び１９ページ、売買関係でございます。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画でございます。移転する土地は〇〇〇〇〇〇の１２筆１６，１２２㎡の水田でございます。対価は８０６，１００円、１０アールあたりですと５０，０００円でございます。
続きまして２０ページの売買関係でございます。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から〇〇〇の〇〇〇〇さんに所有権を移転する計画で、移転する土地は〇〇〇の３筆１，６８７㎡の水田でございます。対価は１，６８７円、１０アールあたりですと１，０００円でございます。
賃借権等を受ける者の農業経営の状況につきましては２１ページから２３ページに。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、２４ページに記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議　長　　ただ今、全体について説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので、議案第３０号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（賛成者　挙手）

議　長　　ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。以上で議事は終結といたします。

<u>（６）その他</u>

議　長　　続きまして別冊、その他報告･連絡事項をご覧ください。（１）あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について事務局お願いします。

事務局　　はい、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は３件ありました。順に説明させていただきたいと思います。
まず２ページの１番ですが、相談者は〇〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇〇の水田８筆１６，８９０㎡と畑１筆２，５４７㎡であります。相談内容は売買、賃貸者ですが、できれば買ってほしいということでありました。
続きまして４ページ上段の２番は、相談者が〇〇〇〇さんで、現在の耕作地の〇〇に近い場所で、スイカ、ブロッコリーを作付けする畑を１反から４反希望されているとのことです。できれば水があるところがよいということでした。相談内容は売買、賃貸借で、できれば買いたいということです。

４ページ下段３番は、相談者が○○○○さんで、無農薬栽培等による里山生活がしたいとのことで農地を探しておられます。書いておりますとおり、遊休農地でもかまわないし、他の耕作者の方の迷惑にならないように僻地であればあるほどよいとのご希望でございました。空き家もあればありがたいということで、空き家活用センターにも相談をされているということでした。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借でできれば借りたいということであります。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議　長　　それではあっせん委員の選任をさせてください。始めに、○○○○○○。藤井職務代理にお願いしたいと思います。よろしいですか。

１６番　　はい。

議　長　　では、お願いします。続きましてこれは○、○○○○でということですので、早田委員と田倉委員２人でお願いします。
次は里山生活ですね、山奥じゃないといけんな。原田委員と鐵本委員、○○と○○のほうで探してください。
次に、（２）農地等のあっせん活動の状況について。早田委員お願いします。

１３番　　隣地を耕作されている方に買っていただくことになり、手続き中です。以上です。

議　長　　ありがとうございました。次は、原田委員お願いします。

３番　　３番　原田です。前回も少し言いましたが、○○○の３筆は水路がもう埋まっていて何年も耕作していなくて、４、５年前に近くの方がソバを１回植えられたんですが、それ以降荒地になっています。ここは中山間地の対象になっている水田ですので、本人と相談の上で本人が対象地である以上は自己保全で草刈り等の管理はしますということで何年かしていましたが、結局作られる方がいませんので本人が管理するということになりました。それと、下の２枚ですけれどこれも長年何も作ってはいなくて、ただ草刈りだけがしてあるような状態で茅とか笹が田んぼに入ってきていますので、これも探してみましたが見つかりませんので、本人のほうで体が元気なうちは管理しますということで終わっております。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。続きまして、松本委員。

４番　　４番　松本です。相談者の○○○○さんは○○に住んでいた方で今は○○○におるということです。ここはじゅるいということで、○○○○さんが作っておられたけど、聞いたらトラクターがはまったり、コンバインも一回りしてあがったりというような水田で、その隣が何年も手つかずのいわゆる耕作放棄地だったりという悪条件でなかなか買い手がないということで、結論から言うと私が買うように言っちゃいました。ただ、まだ５月まで契約があるようです。

議　長　　合意解約すればいいです。

４番　　○○さんに話をしておきます。

議　長　　わずか２反ほどだから、合意解約してもいいですよ。松本委員が買われるなら一番いいです。前は稲刈りで私がコンバインで入っていたんですけど、最近は管理が悪いから、去年も稲を刈らずにそのままにしてたし。頑張ってください。
続いては、塚根委員。

塚根推進委員　９月の２０日に田倉委員と相談者の○○さんの意向を確認しまして、その後○○の○○という圃場を案内しましたが、希望に沿わないようでしたので話はだめになりました。○○さんにも自分で探してもらって、我々も継続するということになっております。以上です。

議　長　　ご苦労様でした。引き続きよろしくお願いします。
続きまして（３）農地利用意向調査について、岩田主幹のほうからお願いします。

事務局　　はい。（３）農地利用意向調査についてでございますが、別添資料として農地利用意向調査の実施についての依頼通知文を付けておりますので、こちらで説明させていただきたいと思います。農地パトロールをした後は農地利用意向調査をする必要があります。調査書類については、農地パトロールのときの各班の代表者の方に緑の封筒に入れさせてもらっております。
まずは皆さんに配布している資料の説明をさせていただきます。１ページ目は農地利用意向調査の実施についてという委員の皆様への依頼文書となっています。
続きまして２ページから３ページは、令和８年度の農地パトロールにおいて新たに遊休農地と確認いただいた筆を計上しております。一覧表の中で備考欄に多面的とか中山間の対象農地を色づけして区別しておりますが、この分に関しましては今年までには解消するという話で調査書類は配布いたしません。また、農地パトロール後に私のほうで確認をさせてもらっていますけれども、パトロール時に荒れていたという場所で解消が確認できた農地についても配布しません。
続きまして４ページですが、こちらは令和７年度に新規発生した分で回答のなかった遊休農地を改めて上げさせてもらっております。昨年度意向調査を実施していただいたんですけど、回答までには至っていないということだと認識しております。再度、無理のない程度に今年もお願いしたいということで計上させてもらっています。
５ページですが、こちらの表は、意向調査の回答結果で「自ら耕作」あるいは「その他」と回答された方のリストになります。「自ら耕作」あるいは「その他」と回答されたときは、書類上、毎年確認することが必須ということになっておりますので、過去にそのように回答された方の分も調査書類を配布させてもらっております。
なお、今年度からシステムの都合上、調査様式が変更となっておりますのでご注意ください。調査書類は裏表で１枚ものとしております。表面が「利用意向調査書」で、所有者の方のお名前が記載しております。また耕作者があるときには括弧書きで記載しています。裏面が「農地における利用の意向について」

という書類で、こちらに所有者の意向を記入していただくことになります。代表者に調査書類の用紙をお配りしていますが、代表者からこの調査書類の用紙をそれぞれ担当する農業委員の方に渡していただくという形になると思いますのでよろしくお願いします。

では、１ページに戻ってください。意向調査の内容としては、農地中間管理事業の利用意向であれば基本的には課税強化とかそういった対象農地からは外れることになります。これから各所有者さんにお話をするにあたっては、調査書類裏面の「利用の意向」の欄に①と記入していただき、農地中間管理機構への誘導をお願いしたいと思います。それ以外の回答ということになると、来年度以降も調査の対象になってくるということになります。あとは、提出の日付と氏名等をご記入いただくようになります。印鑑は必要ありません。遊休農地の場所が小鴨であって所有者が上小鴨の場合などがあります。地区間で調整いただき適切な地区委員さんで対応をお願いしたいと思います。

最後に締め切りのほうを１１月６日にしておりますけれど、１１月末を目処に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議　長　　（４）その他。

事務局　　日程（４）その他でございます。まずクールビズ期間終了についてです。１０月の今回が最後となり、１１月からは通常の上着、ネクタイ、バッジ等着用をよろしくお願いします。

７月の臨時総会で、農業委員会だより掲載用の集合写真を撮らせてもらいましたが、何人かの委員さんのお顔が前の人の頭と重なってしまって見えない状態でした。改めて１１月会議のときに写真を撮らせていただきたいと思いますので、そのおつもりで服装にご配慮をいただきますようお願いいたします。ということでございますので、１１月は欠席がないよう、ご自身のスケジュール調整をお願いします。

赤い羽根の共同募金につきまして、お手元に羽根のほうは置かさせていただきました。お帰りの際に募金箱を後ろのほうに用意しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、令和９年度の県外視察研修提案書の提出を受付中でございますので、帰りに後ろで渡すなり、私まで提出していただければと思います。よろしくお願いいたします。令和８年度の県外視察研修の参加についてですが、この度の会議の開催通知と一緒に案内文を送付させてもらっておりました。出欠の報告について、準備の都合上、本日までとしております。まだの方は必ずご報告いただきますようお願いいたします。

（出欠確認）

事務局　　開催の案内にも書いておりますが、欠席の方も１万円徴収させていただきますのでよろしくお願いします。

最後に、令和８年度農業委員会特別研修会についてです。局長からの予定事項にもありましたが、鳥取県農業会議より開催要領が通知されましたので７ページに添付しております。今回はブロック毎の研修で、中部会場はエースパック未来中心にて１１月２６日に開催されます。例年、全員出席で報告させていただきますので対応のほうをよろしくお願いします。以上でございます。

議　長　　今回の講師には全国の農業会議所に依頼をしておりますので、２時間程度皆さんよろしくお願いします。
　皆さんのほうから他に何かありますか。

（なしの声）

議　長　　ないようですので本日の農業委員会会議は閉会といたします。お疲れ様でした。

―　午後２時１５分　閉　会　―